

京都外国語短期大学 履修規程

(平成19年1月30日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学（以下「本学」という。）学則第5章及び第6章に定めるもののほか、授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目の区分は、専門コア科目、専門展開科目、教養科目、オフ・キャンパス科目、重点履修科目及びベーシック科目とする。

(卒業要件)

第3条 本学を卒業するためには、学則第5条及び第21条の規定により、2年以上在学し、学則別表1に定める授業科目の単位を修得し、合計62単位以上を修得しなければならない。

(単位数の計算)

第4条 授業科目の単位数は、学則第11条の規定により計算するものとする。

(履修登録)

第5条 単位を修得するためには、第2条の規定に定める区分に従い、その年度の各学期に履修しようとするすべての授業科目の登録手続きを行わなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 各学期に履修できる単位数の上限は、学科の定めるところによる。

2 前項に規定する単位数の上限について必要事項は、別に定める。

(クラス指定科目の履修登録)

第7条 クラス、担当者又は受講者について指定のある授業科目は、原則として指定以外で履修することができない。

(履修登録の配当年次制限)

第8条 原則として下級年次の学生は、上級年次に配当されている授業科目を履修することができない。

(受講者数の制限)

第9条 指定する授業科目に限り、受講者数を制限することがある。この場合には、科目ナンバリング又は選考、抽選により受講者を決定する。科目ナンバリングについては、別に定める。

(開講科目の取消)

第10条 受講登録者数が5名未満の授業科目は、開講を取り消すことがある。

(履修登録の無効)

第11条 単位を修得した授業科目を登録することはできない。また、同一年度に同一科目を重複して登録することはできない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目も登録が無効となる。

2 履修登録していない授業科目の単位は、認定することができない。

(履修登録後の登録変更)

第12条 履修登録後、原則として登録の変更又は追加することはできない。

2 履修登録の内容が明らかに誤りと認められた場合は、別に定める期間内に訂正を行うものとする。

3 第10条により開講科目の取消があった場合、当該授業科目の単位数内で追加登録できる。

4 登録した授業科目を履修し、なお卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合は、必要と認められる範囲内で追加登録することができる。

(履修登録の取消)

第13条 履修登録をした後に、登録した授業科目を、別に定める期間内に取り消すことができる。

(単位の授与)

第14条 学則第15条第1項の規定により、試験等に合格した者には、所定の単位を授与する。

(成績評価の方法)

第15条 授業科目を履修した者に対する評価方法は、原則として定期試験又は平常試験（小テスト、オーラルテスト、レポート等）とする。

(成績評価の基準)

第16条 学則第16条の規定により、授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

2 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該科目を失格とする。

(1) 出席不足（原則として授業科目の実質授業回数の3分の2以上の出席が必要）で、かつ点数評価に不可欠なレポートの未提出又は試験の未受験により、授業科目担当者が点数評価することを不可能と判断した場合

(2) 教授会において不正行為を行ったと判定した場合

(GPA)

第17条 前条第1項に規定する成績評価を基に、単位あたりの成績評価の平均値を示すGPA（Grade Point Average）を算出して履修登録に活用し、成績表及び成績証明書にも記載する。

2 前項に規定するGPAの算出方法は、別に定める。

(成績発表及び成績調査)

第18条 学生個々の成績評価については、学期毎にWeb Campus上で発表する。また、保証人に対しては成績表を所定の時期に送付する（国内住所のみ）。成績評価に対して疑問がある場合は、別に定める期間内に成績調査を教務部に願い出ることができる。

(退学勧告)

第19条 第17条に規定するGPAが前学期1.0未満の学生には、学科長が嚴重注意を行う。

2 第17条に規定するGPAが2学期連続して1.0未満の学生には、成業の可能性があると判断される場合を除き、学長が退学を勧告する。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学則第19条第4項の規定により、大学又は短期大学を卒業又は退学し、新たに本学に入学した学生の既修得単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）については、15単位を上限に本学の単位として認定することがある。

2 本学と協定を結んでいる高等学校の生徒が、本学の科目等履修生等として修得した科目について、単位を認定することがある。

3 前2項に規定する単位の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

4 単位の認定方法については、別に定める。

(留学により修得した単位の認定)

第21条 学則第17条第2項の規定により、本学が認めた海外の大学への留学により修得した単位は、1学期間の場合16単位、2学期間の場合30単位を上限として、本学で修得した単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定を希望する者は、留学終了後に教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

3 単位の認定方法については、別に定める。

(留学以外に他の大学または短期大学及び本学以外の教育施設等で修得した単位の認定)

第22条 学則第17条第1項及び第18条第1項の規定により、他の大学または短期大学及び本学以外の教育施設等で修得した単位は、30単位を限度として本学で修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第20条第1項及び第21条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、45単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

4 単位の認定方法については、別に定める。

(再入学者の履修と既修得単位の認定)

第23条 再入学する者の履修については、再入学した年次の学生と同じ教育課程によるものとする。

2 退学又は除籍前に本学で修得した単位については、原則として修得した単位に基づいて単位認定する。

(改 廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する授業科目区分について、平成16年度以前の入学者は、入学年度の授業科目区分によるものとする。

3 第7条に規定する履修登録単位数の上限について、平成17年度以前入学者は、56単位を上限とするものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する授業科目区分については、平成23年度以前入学者は、入学年度の授業科目区分によるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成21年1月29日改正、平成22年1月28日改正、平成24年2月23日改正、
平成26年1月30日改正、平成27年2月25日改正、平成28年2月24日改正、
平成30年3月1日改正)